

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により河合町から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和八年三月十七日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ラ・ムー河合店

所在地 北葛城郡河合町大字穴闇五四〇番七ほか

二 河合町から聴取した意見の概要

1 政策調整課

地域住民の利便性を妨げず、安全確保の上、店舗開店後に問題が生じた場合、地元大字及び自治会と誠意をもって協議を行い問題解決すること。

2 環境対策課

- (1) ごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。
- (2) ごみの排出については、産業廃棄物以外の一般廃棄物は、町指定の一般廃棄物処理許可事業者と契約し、法令に基づき正しく処理を行うこと。また、産業廃棄物については、法令に基づき正しく処理を行うこと。
- (3) ごみ集積所（生ごみ等の置き場所）については、臭気及び鳥類等の被害が周辺に出ないようにすること。
- (4) 営業実態に応じ、近隣住人との環境及び騒音問題が起こらないように配慮すること。
- (5) 騒音発生源一覧表に定格出力七・五kW以上の冷凍庫用室外機の記載があり、騒音規制法の特定施設として騒音規制法施行令で定める対象施設のうち、七・五kW以上の送風機に該当する可能性があるため、必要であれば特定施設設置届出書を提出すること。

三 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

四 縦覧期間

令和八年三月十七日から同年四月十七日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで